

広島県告示第百十号

宮島競艇施行組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

題名及び第一条中「宮島競艇施行組合」を「宮島ボートレース企業団」に改める。